

令和2年 第13回

甲斐市農業委員会議事録

令和2年12月25日

1 日 時 令和2年12月25日(金) 午後2時9分～

2 場 所 甲斐市役所竜王庁舎本館2階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第23号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件
報告第24号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件
報告第25号 農地法第18条第6項の規定による届出の件
議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第48号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件
議案第49号 農地法第5条許可後の計画変更申請の件
議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第51号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件
議案第52号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件(中間管理事業)

4 欠席委員 2番 花田 弘樹 委員

5 議事録署名委員 9番 小林 豊 委員、11番 窪田 眞己 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 箭本 太

農業委員会事務局庶務係 高須 秀樹

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 藤井 想

7 閉 会： 午後3時3分

【事務局長】

若干お見えになっていない委員さんもいますが、こちらに向かっているということでありますので、会議を始めさせていただきたいと思いません。

はじめにあいさつを交わしたいと思いますので、その場でご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

はじめに神澤副会長より開会のことばをお願い致します。

【神澤副会長】

(あいさつ)

今から農業委員会の第 13 回の総会を開催致します。よろしくご審議の程お願い致します。

【事務局長】

ありがとうございました。

続きまして、小宮山会長よりご挨拶をいただきます。会長よろしくお願ひ致します。

【議長（会長）】

(あいさつ)

それでは第 13 回の総会を開催致します。

本日の出席委員は 18 人です。定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

(日程第 1
議事録署名委員の
指名)

【議長】

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員につきましては、9 番小林委員と 11 番窪田委員を指名致します。

(日程第 2
会期の決定)

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。

本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議ありませんので、本日1日と決定致します。

(日程第3議事)

(報告第23号)

【議長】

それでは議事に移ります。

報告第23号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号11番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

では資料の1ページをお願い致します。

今般、新型コロナウイルスの感染者が増えているということで、できるだけ時間の短縮を考えております。説明を通常より若干省略させていただきます部分がありますので、ご了承願います。

農地法施行令第3条第1項の規定により農地転用届出がありました。甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をしましたので報告します。

番号11番です。地図は1ページと2ページです。2ページは前回ご指摘がありました。公図を付けました。次回から該当する地番に印を付けたいと思います。今日は印が付いていませんがご了承願います。

●●番地、面積640㎡を、●●の●●さんが貸駐車場にするための届出が出ております。

説明は以上になります。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、本件の報告を終了致します。

(報告第 24 号)

【議長】 次の議題に移ります。
報告第 24 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号 58 番～61 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 2 ページになります。

農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により農地転用届出がありました。甲斐市農業委員会事務専決規定第 3 条により専決処分をしましたので報告します。

はじめに番号 58 番、地図は 3 ページと 4 ページになります。

●●番地、面積 267 m²他 1 筆合計 1,534 m²を、●●の●●さんが、下へ行きまして、●●番地、面積 589 m²他 1 筆合計 1,589 m²を、●●の●●さんが、農地の合計が 3,123 m²、開発全体で 3768.2 m²を、●●の●●さんに所有権移転により宅地分譲 11 区画にするための届出が出ております。

続きまして、番号 59 番、地図は 5 ページと 6 ページです。

●●番地、面積 280 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに所有権移転により自己用住宅にするための届出が出ております。

続きまして、3 ページをお願いします。番号 60 番、地図は 7 ページ、8 ページです。

●●番地、面積 197 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに使用貸借により自己用住宅にするための届出が出ています。

続きまして、番号 61 番、地図は 9 ページ、10 ページになります。

●●番地、面積 272 m²を、●●の●●さんが、同じく●●の●●さんに使用貸借により自己用住宅にするための届出が出ています。こちらは義理の父と子になります。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本件の報告を終了致します。

(報告第 25 号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

報告第 25 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出の件を上程致します。事務局に番号 14 番～15 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 4 ページをお願いします。農地法第 18 条は耕作権等の解約になります。

はじめに番号 14 番、地図は 31 ページ、32 ページをお願いします。

訂正をお願いします。地図の 31 ページですが、18 条解約 16 とありますが 14 に訂正をお願いします。申し訳ございませんでした。

●●番地、面積 492 m²他 1 筆合計 1,150 m²を、貸人が●●の●●さん、借人が●●の●●さんで、解約届出日が令和 2 年 11 月 30 日です。

平成 30 年 12 月 3 日から 3 年間、利用権の設定をしていましたが、合意解約をしたものです。

続きまして、番号 15 番、地図は 33 ページ、34 ページです。

●●番地、面積 607 m²他 1 筆合計 1,724 m²を、貸人が●●の●●さん、借人が●●の●●さんです。解約届出日は、同じく令和 2 年 11 月 30 日。

平成 30 年 2 月 1 日から 5 年間、利用権の設定をしていましたが、合意解約をしたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、本件の報告を終了致します。

(議案第 47 号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。

議案第 47 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 27 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料の 5 ページをお願いします。地図は 11 ページ、12 ページをお願いします。

番号 27 番、●●番地、面積 712 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。

●●さんの経営面積は 10,790 m²、内甲斐市内に 2,496 m²を経営しております。申請地でカキ、ギンナンの作付けを予定しております。所有している機械はトラクター、草刈り機、動力噴霧器です。

写真は南側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員にお願い致します。

【●●委員】 はい。

先日 18 日に会長、副会長、推進委員と現地調査をしました。

西側は中央道の側道になっていまして、東側に隣接している●●さんが耕作している土地があります。下草はきれいにしていますが、木のほうは 2~3 年くらい剪定をしていないような気がしますが、きれいにしていますので、多分耕作をしていただけたと思いますので、よろしくお願いします。

【議長】 次に推進委員に意見を求めますが、●●推進委員は本日欠席となって

おりますので、私も同行しております、問題はないとの報告を受けております。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございますので、番号 27 番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議なしの言葉がありましたので、本案件を許可とすることに決定致します。

(議案第 48 号)

【議長】 次の議案に移ります。

議案第 48 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 9 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料の 6 ページをお願いします。番号 9 番、地図は 13 ページ、14 ページです。

●●番地、面積 604 m²の内 7.22 m²を、●●の●●さんが営農型太陽光発電のための支柱部分の一時転用の更新のための許可申請が出されました。

営農型太陽光発電施設設置については、支柱部分を一時転用とし、その期間は原則 3 年間としています。今回は 1 回目の更新ということになります。

農地として耕作されているかどうかということ審査し、更新の可否を決定するものです。

太陽光のパネルは 206 枚、支柱 72 本、引込柱 1 本、パネルの設置面積は 509 m²、1 時間あたり最大で 49.5 k w の発電でございます。

ここではカキが植えられております。

写真は西側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告ですが、●●委員は本日欠席（遅刻）となっておりますので、報告と致しまして、問題はなしと報告を受けております。

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。

先般 18 日に会長さんと同行して現場を見ましたけど、この写真のとおり、普通の太陽光のようですが、下は今事務局の方から報告がありましたカキということで、変わった建て方をしていますが、3年間ということで、下の草とかが放っておくと出てくると思いますが、その辺は耕作者の方でしっかり管理してもらえれば問題はないと考えますので、審議をよろしくお願いします。

【議長】

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございますので、番号 9 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第 49 号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

議案第 49 号、農地法第 5 条許可後の計画変更申請の件を上程致します。

事務局に 2 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 7 ページをお願いします。番号 2 番になります。

申請人は●●の●●さんです。

太陽光発電施設設置、メガソーラーになりますが、現場事務所・資材置場等の一時転用目的で、10月の案件に上程し、今年11月17日に許可が出たものの計画変更です。

既に許可となっている●●番地に隣接する●●番地、●●番地、404㎡を追加するものです。

議案第50号の第5条許可申請の番号第52番と関連がありますので一括で審議をお願いします。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明にありましたとおり、この案件につきましては、この後に上程する議案第50号、農地法第5条許可申請の案件に説明が重複する箇所がありますので、併せて審議することに致します。

(議案第50号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

議案第50号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。

番号52番は先程の農地法第5条許可後の計画変更申請番号2番に関連する案件となりますので、併せて審議致します。

事務局の説明をお願い致します。

【事務局】

はい、議長。

資料の8ページをお願いします。

番号52番です。地図は15ページ、16ページです。

議長から話がありましたが、計画変更申請と関連するものであります。今回は10月の案件で、11月に許可となった一時転用に更に2筆追加するものです。

●●番地、354㎡他1筆合計404㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに賃貸借により、一時転用で太陽光発電事業に伴う車両置き場にするための許可申請が出ています。

集落接続があり、住宅等が連たんする区域で第3種農地と判断することができます。申請書に添付された事業計画書、資金証明書、隣接耕作者の同意書、土地利用計画図、林地開発許可書の写し等から問題はないと考えられます。

メガソーラー発電施設設置に伴う車両置き場のために急遽必要となったための申請でありまして、転用期間は令和4年3月末まで、雨水は自然浸透です。

写真は南側から撮影をしたものです。
説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を●●委員にお願いします。

【●●委員】 はい。
18日に現地調査に行って参りました。問題はないと思います。ご審議
よろしくをお願いします。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい。
現地調査に同行しましたが、問題はないと思いました。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございますので、議案第49号、農地法第5条許可
後の計画変更申請の2番を承認相当、議案第50号、農地法第5条第1
項の規定による許可申請の52番を許可相当とすることにご異議ござい
ませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を承認相当及び許可相当とするこ
とに決定致します。

続きまして、事務局に番号53番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。
続きまして、番号53番をお願いします。地図は17ページ、18ページ
になります。

●●番地、面積635㎡を、●●の●●さんが、●●の●●さんに所有
権移転により、建売住宅にするための許可申請が出ています。

集落接続があり、住宅等が連たんする区域で第3種農地と判断するこ

とができます。

申請書に添付された事業計画書、資金証明書、開発許可申請書、隣接耕作者の同意書等から問題はないと考えられます。

雑種地を含め、全体の面積は 651 m²で 278 m²と 373 m²の 2 区画になります。給水は西側の上水道本管、排水は合併浄化槽を經由し道路側溝から水路へ排水の予定です。

写真は西側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員にお願いします。

【●●委員】

はい、●●です。

18日に正副会長、●●推進委員と現地調査を致しました。

(写真を)見てのとおり周りは住宅地であります。また排水に関しましても側溝が流れておりますので問題はないかと思えます。ご審議の程よろしくお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい。

●●委員の言うとおり、周りは開発されておりますので、問題はないかと思えます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようでございますので、番号 53 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号 54 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

番号 54 番です。地図は 19 ページ、20 ページをお願いします。

●●番地、面積 1,007 m²他 2 筆合計 1,369 m²を、●●の●●さんが、次のページへ行きまして、9 ページになります。●●番地、面積 590 m²他 3 筆合計 2,268 m²を、●●の●●さんが、全体で 7 筆、3,637 m²を、●●の●●さんに所有権移転により建売住宅にするための許可申請が出ております。

集落接続があり、住宅等が連たんする第 3 種農地と、それに隣接する全体面積の 1/3 以内の第 1 種農地と判断することができます。

申請書に添付された事業計画書、開発許可申請書、資金証明書、隣接耕作者の同意書等から問題はないと考えられます。

雑種地等を含み全体面積は 3,716 m²です。建売分譲 13 区画の計画で、1 区画は 204～248 m²で 6m 道路を新設、市に帰属の計画です。給水は西側の上水道本管に接続、排水は北側の 4 区画については下水道本管に接続、他の 9 区画につきましては合併浄化槽を経由して隣接水路へ接続の予定です。

写真は北、西、南側から撮影をしたものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員をお願いします。

【●●委員】

はい、●●です。

去る 18 日に正副会長、また推進委員と共に現地調査を致しました。

●●さんの畑はブドウ畑ということですが、ちょっと荒れておりますので、隣接している住宅にとっては万が一の火災とか防災の観点から気遣いをしているのではないかと思います。排水におきましては、先程説明がありましたように問題はないと思います。また●●さんの方におきましては、カキとネギが耕作をされているようですが、もったいないなと思いますが、致し方ないと思います。排水の方におきましても、事務局から説明がありましたように問題はないと推測されます。以上でありますけど、ご審議の程よろしくをお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい。

18日に現地調査に行きました。広い土地でありますので、排水の方を心配したのでありますが、問題はないと思います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございますので、番号 54 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第 51 号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。議案 51 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。事務局に利用権設定の番号 59 番～71 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料の 10 ページをお願いします。番号 59 番、地図は 21 ページ、22 ページになります。

●●番地、面積 373 m²他 1 筆合計 831 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに田を 10 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。小作料はもみ 3 袋、水稲の作付けを予定しています。

続きまして、番号 60 番、地図は 23 ページ、24 ページになります。

●●番地、面積 900 m²を、●●の故●●さん、相続人代表者●●さんが、●●の●●さんに畑を 5 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で野菜の作付けを予定しています。

続きまして、番号 61 番、地図は 25 ページ、26 ページです。

●●番地、面積 362 m²を、●●の●●さん、成年後見人●●さんが、●●の●●さんに田を 5 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。小作料は 10 アールあたり 13,812 円でハーブの作付けを予定していま

す。

続いて、資料 11 ページをお願いします。番号 62 番、地図は 27 ページ、28 ページになります。

●●番地、面積 358 m²他 1 筆合計 2,234 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに畑を 10 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。小作料は 10 アールあたり 5,000 円でブドウの作付けを予定しています。

続きまして、番号 63 番、地図は 29 ページ、30 ページです。

●●番地、面積 734 m²他 1 筆合計 1,630 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに田を 5 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。小作料は無償で野菜の作付けを予定しています。

続きまして、番号 64 番、こちらは 18 条の合意解約、番号 14 番になりますが、その土地になります。

●●番地、面積 492 m²他 1 筆合計 1,150 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに田を 3 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。小作料は 10 アールあたり 8,696 円で水稲の作付けを予定しています。

続きまして、資料 12 ページになります。番号 65 番、地図は 33 ページ、34 ページになります。こちらも 18 条の合意解約 15 番と同じ土地になります。

●●番地、面積 607 m²他 1 筆合計 1,724 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに田を 5 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。小作料はモミ 120kg で、こちらで野菜の作付けを予定しています。

続きまして、番号 66 番、地図は 35 ページ、36 ページになります。

●●番地、面積 819 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに畑を 3 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。小作料は 10 アールあたり 5,000 円で野菜の作付けを予定しています。

続きまして、番号 67 番、地図は 37 ページ、38 ページになります。

●●番地、面積 571 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに畑を 10 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。小作料は 10 アールあたり 26,270 円でモモの作付けを予定しています。

続きまして、13 ページをお願いします。番号 68 番、地図は 39 ページ、40 ページです。

●●番地、面積 248 m²を、●●の●●さんが、同じく●●さんに畑を 10 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アールあたり 20,162 円でモモの作付けを予定しています。

続きまして、番号 69 番、地図は 41~43 ページになります。

●●番地、面積 371 m²他 1 筆合計 787 m²を、●●の●●さんが、同じく●●さんに畑を 10 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償でモモ・カキの作付けを予定しています。

番号 70 番、地図は 44 ページ、45 ページです。

●●番地、面積が 126 m²他 1 筆合計 464 m²を、●●の●●さんが、●●の●●さんに田を 3 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アールあたり 21,551 円で野菜の作付けを予定しています。

続きまして、資料の 14 ページをお願いします。番号 71 番、地図は 46 ページ、47 ページです。

●●番地、面積 1,248 m²を、●●の●●さんが、同じく●●さんに田を 3 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アールあたり 24,038 円で野菜の作付けを予定しています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号 59 番~71 番を承認することに決定致

します。

(議案第 52 号)

【議長】

次の議案に移ります。議案 52 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件、農地中間管理事業によるものを上程致します。事務局に利用権設定の番号 6 番～17 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 15 ページをお願いします。

利用権設定ですが、中間管理機構を通すことによって農地の整備工事等を市で整備して引き渡すことができます。契約まで時間はかかりますが、整備をする場合は中間管理機構を通すことをしております。

番号 6 番、地図は 48 ページ、49 ページです。

●●番地、面積 718 m²を、●●の●●さんが、山梨県農業振興公社に畑を 19 年 11 か月間、新規に貸し付ける計画が出されました。

公社の配分予定者は●●の●●さん、賃料は無償で、ブドウの作付けを予定しています。

公社と公社配分予定者は農地利用配分計画に基づきまして、令和 3 年 2 月 1 日から貸し付ける計画となっています。

続きまして、番号 7 番～最後の 17 番までは同じ借受人になります。地図は 50～59 ページです。

●●番地、面積 380 m²を、●●の共有名義で●●・●●さん、賃借料は年額 1,900 円です。

下へ行きまして、番号 8 番、●●番地、面積 141 m²他 1 筆合計 926 m²を●●の●●さんが、賃借料は年額 1,630 円です。

16 ページへ行きまして、番号 9 番、●●番地、面積 754 m²を、●●の●●さん、賃借料は年額 3,770 円です。

下へ行きまして、番号 10 番、●●番地、面積 4,639 m²他 3 筆合計 6,245 m²を、●●の●●さんが、賃借料は年額 31,225 円です。

下へ行きまして、番号 11 番、●●番地、面積 1,196 m²を、●●の故●●さん相続人代表者の●●さんが賃借料は年額 5,980 円です。

17 ページへ行きまして、番号 12 番、●●番地、面積 1,041 m²を、●●の●●さんが、賃借料は年額 5,205 円です。

下へ行きまして、番号 13 番、●●番地、面積が 1,339 m²を、●●の故●●さん相続人代表者●●さんが、賃借料は年額 6,695 円です。

下へ行きますして、番号 14 番、●●番地、面積が 634 m²他 2 筆合計 4,321 m²を、●●の●●さん、賃借料は年額 21,605 円です。

次のページ 18 ページへ行きますして、番号 15 番、●●番地、面積 620 m²他 3 筆合計 1,963 m²を、●●の●●さんが、賃借料は年額 9,815 円です。

下へ行きますして、番号 16 番、●●番地、面積が 771 m²他 1 筆合計 1,534 m²を、●●の●●さん、賃借料は年額 7,670 円です。

一番下、番号 17 番、●●番地、面積 1,526 m²を、●●の●●さんが、賃借料は年額 7,630 円です。

全体で 21 筆 20,625 m²を山梨県農業振興公社に 10 年間新規に貸し付ける計画が出されました。

公社の配分予定者は●●の●●さんで、賃借料は 10 アールあたりに換算しますと 5,000 円です。有機野菜の作付けを予定しております。

●●さんは●●市で 92,892 m²、本市では 9,264 m²の経営をしております。

農地利用配分計画に基づきまして令和 3 年 1 月 1 日から貸し付ける計画となっています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は、農地中間管理機構を通した利用権設定でありますので、特別問題がなければ、担当農業委員による調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】

はい、●●です。

7 番以降のですね、現地調査で見ても一部整地されている部分もありますが、ほとんどが荒れている状態です。

今の説明の中で 1 月 1 日の契約で進めるといいますが、契約が済んだ後に市で整備に入るとは思います、いつ頃の予定でいるか、もし分かれば教えて下さい。

【事務局】

はい、議長。

工事については、市の工事として行いまして、12 月の補正で予算をとりまして、400 万円弱になりますが、入札が 1 月中で、2 月から工事を始め、雪の影響がなければ 1 か月程度で工事が完了ということになります。

【●●委員】

分かりました。

【議長】

その他質問はございませんか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号6番～17番を承認することに決定致します。

以上で本日の審議はすべて終了致しました。
有泉副会長より閉会のことばをお願い致します。

【有泉副会長】

(あいさつ)

以上をもちまして本日の農業委員会の総会を終了します。
お疲れ様でした。

午後3時3分 閉会